○交番、駐在所及び警備派出所の所管区等を定める訓令（概要）

（平成１５年福岡県警察本部訓令第１６号）

この訓令は、交番等の設置に関する規則（平成１５年福岡県公安委員会規則第８号）第３条の規定に基づき、交番及び駐在所の所管区並びに警備派出所の警備区（警備派出所の担当区域をいう。）を定めるものである。

主な内容として、

○　交番及び駐在所の所管区

○　警備派出所の警備区

の項目からなっている。